

江北町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江北町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 平成31年4月1日予定(一部適用予定)
処理区域内人口密度	28.71 処理区域内人口 7,351人 処理区域面積 256ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(江北町公共下水道処理区域)		
処 理 場 数	1箇所(江北クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成26年3月に全体計画を見直し、管渠埋設が困難な国道沿いや、点在家屋等の計画区域面積4.8haの削減を行い、合併浄化槽にて整備を行う事とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 7㎡まで 900円 超過使用料 8㎡を超え30㎡まで 1㎡につき140円 31㎡を超え50㎡まで 1㎡につき170円 51㎡を超えるもの 1㎡につき200円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	※消費税抜き額				
その他の使用料体系の 概要・考え方	—				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,850円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,160円
	平成26年度	2,930円		平成26年度	3,220円
	平成27年度	2,930円		平成27年度	3,240円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	4人 損益勘定所属職員(維持管理費) 1人 資本勘定所属職員(新設改良費) 3人
事業運営組織	平成32年度の下水道新設改良事業の完了を控え、職員の減が予想されるが、維持管理については増えていくと考えられるため職員数の現状維持を図る。 今後、維持管理業務の技術継承が課題であるため、積極的に研修等に参加し技術向上を図って行く。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	江北クリーンセンター、東分中継ポンプ場、八町中継ポンプ場、マンホールポンプの各維持管理を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表については、HP町政情報の財政状況に掲載

2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行
今日までの下水道新設に伴う大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っている。また、平成31年度を目標とした公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討する。
- 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、各施設の維持管理については、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率を図っていく。
- 収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達する。
- 水洗化の促進
公共用水域の水質保全を図るため、下水道未接続の解消に向け、戸別訪問や広告等の周知により接続の促進を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
下水道整備に伴う補助事業に関しては、平成32年度完了を目標年度としている。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
補助事業として、江北クリーンセンターの流量調整槽設置工事を、平成29年から2ヶ年で計画している。また、平成31年度から施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント事業の活用による計画的な施設の更新を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成32年度までで計画している。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納を図る。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により、今後の使用料収入増は見込まれないが、水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画している。また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- 企業債に関する事項
建設改良費については、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1づつで、発行可能額以内で計画している。
- 繰入金に関する事項
収益的収支においては、維持管理及び企業債利子等を含む費用に対して料金収入等を充て、不足した分を他会計繰入金として受け入れている。また資本的収支においては、建設改良費及び企業債元金償還等に対して企業債借入及び国庫補助金等を充て、不足した分を他会計補助金として受け入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項
平成14年度の供用開始当初より、江北クリーンセンター、東分中継ポンプ場、八町中継ポンプ場、マンホールポンプの維持管理を民間委託し、施設の適正管理、長寿命化及び経費削減に努めている。
- 職員給与費に関する事項
全体人数は確保しつつ新設改良事業の縮小を踏まえ、平成29年度から資本的支出に充てている3名の職員について、1名を収益的支出に割り当て、維持管理の適正な促進を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はないが、処理区域以外については、費用対効果から新たな区域拡大は行わず、浄化槽設置の促進により水洗化を図って行く。
投資の平準化に関する事項	収支計画のとおり、地方債償還金の変動が大きいことから、現時点では資本費平準化債の借入等は検討していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	消費税増税に伴う料金改定を計画しているが、平成31年度に予定している地方公営企業法の適用により使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、法適化を見据えた料金改定を検討する。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、施設の維持管理について民間委託を行っているが、将来的には包括的民間委託を検討する。
職員給与費に関する事項	町の給与制度による。
動力費に関する事項	電気料金の削減の為、施設の更新時には動力費が削減できる機器の整備を検討する。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の移行により、コスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	長寿命化計画を作成し、施設のオーバーホールや更新を行う。また、定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を図る。
委託費に関する事項	現在行っている民間委託は継続していくが、将来的には包括的民間委託とした場合の運用を検討する。
その他の取組	水洗化の促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成31年度に地方公営企業法の適用により、行政から企業会計へ会計の手法が変更されるのに併せて、事後検証及び更新を行う。
---------------------	---

(法非適用企業)

収支計画(※)

26 27 28

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	289,784	330,277	332,332	320,660	326,699	336,857	331,286	335,617	335,062	335,845	335,690	335,471		
	(1) 営 業 収 益 (B)	66,607	72,599	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	80,793	81,003	81,206	81,409	81,613		
	ア 料 金 収 入	66,607	72,599	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	80,793	81,003	81,206	81,409	81,613		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	223,177	257,678	256,531	245,158	247,127	256,878	250,900	254,824	254,059	254,639	254,281	253,858		
	ア 他 会 計 繰 入 金	222,983	255,899	256,526	245,153	247,122	256,873	250,895	254,819	254,054	254,634	254,276	253,853		
	イ そ の 他	194	1,779	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 総 費 用 (D)	149,780	175,705	169,750	151,934	158,667	155,242	141,642	137,889	133,013	128,043	122,978	117,814		
	(1) 営 業 費 用	54,078	81,950	77,431	65,499	76,521	77,543	68,565	69,587	69,587	69,587	69,587	69,587		
	ア 職 員 給 与 費	6,168	6,376	7,968	16,499	17,521	18,543	19,565	20,587	20,587	20,587	20,587	20,587		
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	47,910	75,574	69,463	49,000	59,000	59,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000		
	(2) 営 業 外 費 用	95,702	93,755	92,319	86,435	82,146	77,699	73,077	68,302	63,426	58,456	53,391	48,227		
ア 支 払 利 息	95,702	93,755	92,319	86,435	82,146	77,699	73,077	68,302	63,426	58,456	53,391	48,227			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	47	62	236	236	236	236	236	236	236	236	236	236			
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	140,004	154,572	162,582	168,726	168,032	181,615	189,644	197,728	202,049	207,802	212,712	217,657			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	380,478	225,865	234,798	210,390	175,470	325,405	177,101	191,654	175,209	193,395	187,580	180,745		
	(1) 地 方 債	168,300	91,300	90,100	64,800	49,900	115,400	45,900	52,200	44,500	53,000	50,400	47,200		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	71,195	47,939	81,899	78,268	78,896	82,009	80,101	81,354	81,109	81,295	81,180	81,045		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	120,000	65,000	56,000	65,000	45,000	127,500	51,000	58,000	49,500	59,000	56,000	52,500		
	(6) 工 事 負 担 金	20,983	21,626	6,799	2,322	1,674	496	100	100	100	100				
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	522,567	391,610	397,380	379,116	343,502	507,020	366,745	389,382	377,258	401,197	400,292	398,402		
	(1) 建 設 改 良 費	337,588	192,828	177,039	148,531	97,954	261,497	108,839	123,181	106,181	125,181	119,181	112,181		
	ウ ち 職 員 給 与 費	25,122	21,167	24,600	16,400	5,823	6,165	6,507	6,849	6,849	6,849	6,849	6,849		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	184,979	198,782	210,988	224,245	236,108	244,734	257,906	266,201	271,077	276,016	281,111	286,221		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他			9,353	6,340	9,440	789									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 142,089	△ 165,745	△ 162,582	△ 168,726	△ 168,032	△ 181,615	△ 189,644	△ 197,728	△ 202,049	△ 207,802	△ 212,712	△ 217,657			

(法非適用企業)

収支計画(※)

区 分	年 度	26	27	28									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,085	△ 11,173										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	23,093	21,008										
前年度繰上充入金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	21,008	9,835										
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)	21,008	9,835										
	(P)-(Q) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	86.6	88.2	87.3	85.2	82.8	84.2	82.9	83.1	82.9	83.1	83.1	83.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	66,607	72,599	75,801	75,502	79,572	79,979	80,386	80,793	81,003	81,206	81,409	81,613
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	5,154,673	5,047,191	4,836,204	4,608,959	4,375,851	4,131,117	3,873,212	3,607,011	3,335,935	3,059,889	2,778,777	2,492,557

(単位:千円, %)

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	28									
		(決算)	(決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		222,983	255,899	256,526	245,153	247,122	256,873	250,895	254,819	254,054	254,634	254,276	253,853
うち基準内繰入金		219,509	243,268	252,422	241,231	243,168	252,763	246,881	250,742	249,989	250,560	250,208	249,791
うち基準外繰入金		3,474	12,631	4,104	3,922	3,954	4,110	4,014	4,077	4,065	4,074	4,068	4,062
資本的収支分		71,195	47,939	81,899	78,268	78,896	82,009	80,101	81,354	81,109	81,295	81,180	81,045
うち基準内繰入金		33,365	33,975	38,329	36,629	36,923	38,380	37,487	38,074	37,959	38,046	37,992	37,929
うち基準外繰入金		37,830	13,964	43,570	41,639	41,973	43,629	42,614	43,280	43,150	43,249	43,188	43,116
合 計		294,178	303,838	338,425	323,421	326,018	338,882	330,996	336,173	335,163	335,929	335,456	334,898

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。